

健康医療部 令和6年2月定例会予定議案の概要

1. 事件議決案（4件）

件名	概要	所管課
地方独立行政法人大阪府立病院機構の定款の一部を変更する件	旧大阪府立成人病センター移転後跡地の不要財産の処分に伴い、同法人の定款の変更が必要となるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により議決を求めるもの。	保健医療室 保健医療企画課
地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る出資等に係る不要財産の納付について認可する件	地方独立行政法人大阪府立病院機構の出資等に係る不要財産の府への納付を認可することについて、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により議決を求めるもの。	保健医療室 保健医療企画課
地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期目標の一部を変更する件	地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期目標の変更について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議決を求めるもの。	保健医療室 保健医療企画課
地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期計画の一部変更について認可する件	地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期計画について、持続可能な地域医療提供体制の確保に必要な取組を定めることに伴い、計画の一部を変更することについて認可するため、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議決を求めるもの。	保健医療室 保健医療企画課

2. 条例案（一部改正8件）

件名	概要	所管課
大阪府保健所条例一部改正の件	保健所における喀痰等を検体とするレジオネラ検査に係る手数料を廃止する。 施行日：公布の日	健康医療総務課
大阪府病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例一部改正の件	医療法施行規則の改正により、病院に置かなければならない従業者の員数等を改める。 〔改正前〕 栄養士 病床数が百以上の病院にあっては、一 〔改正後〕 栄養士又は管理栄養士 病床数が百以上の病院にあっては、一 施行日：令和6年4月1日	保健医療室 保健医療企画課

<p>精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件</p>	<p>職員の給与に関する条例の改正により職員の給料月額が改められたこと等を踏まえ、精神保健指定医が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者が入院を必要とするかどうかの判定等の職務を行う場合の報酬の額を改正する。 〔改正前〕1件 10,140円 〔改正後〕1件 10,260円 施行日：公布の日</p>	<p>保健医療室 地域保健課</p>
<p>大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神科病院における障害者虐待に係る通報等を受けた知事が行う当該病院の管理者に対する報告の徴収等の事務が追加されたことに伴い、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を吹田市ほか3市が処理することとする。 施行日：令和6年4月1日</p>	<p>保健医療室 地域保健課</p>
<p>大阪府精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例一部改正の件</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 施行日：令和6年4月1日</p>	<p>保健医療室 地域保健課</p>
<p>大阪府後期高齢者医療財政安定化基金条例一部改正の件</p>	<p>1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令により厚生労働大臣が定める標準拠出率が見直されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合の拠出率を10万分の38から10万分の36に改正する。 2 大阪府後期高齢者医療広域連合の拠出率を、令和6年度及び令和7年度に限り、零とする。 施行日：令和6年4月1日</p>	<p>健康推進室 国民健康保険課</p>
<p>大阪府国民健康保険事業費納付金条例一部改正の件</p>	<p>国民健康保険法の改正により、退職被保険者等に係る経過措置が廃止されたことに伴い、規程の整備を行う。 施行日：令和6年4月1日</p>	<p>健康推進室 国民健康保険課</p>
<p>大阪府衛生行政事務手数料条例及び大阪府薬物の濫用の防止に関する条例一部改正の件</p>	<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。 施行日：規則で定める日</p>	<p>生活衛生室 薬務課</p>